

「緑の募金交付事業」の事務処理手順

- ① 市町村みどり推進協議会は緑の募金期間（２月～４月）の終了後、募金額が確定する５月～６月上旬までに、①と②を同時に実施する。
（申請書の日付は緑の募金の納入日とする）
- ②
- ③ 基金は「緑の募金交付事業決定及び交付決定通知書」を送付
- ④ 市町村みどり推進協議会は上記③の決定通知を受けて、請求書を提出する。
- ⑤ 基金は交付金を交付する。
- ⑥ 会計年度終了後、緑の募金交付事業実績報告書及び決算資料等を提出する。（重要）

